

罰則に係る委員会令

第1条（目的）

本委員会令は、クラブハウス棟利用団体に対する処罰及びその手続を定めることによって、施設の安全及び大学施設としての適正な利用を図るとともに、利用団体の権利利益の保護に資することを目的とする。

第2条（定義）

本委員会令において、用語の定義は、クラブハウス棟規約の定めるところによる。

第3条（処罰の適用）

1. 利用団体及びその構成員による、委員会令等に違反する行為は、本委員会令の定めるところにより、処罰する。
2. 複数の処罰対象行為があった場合、処罰の重複を妨げない。
3. 利用団体に対する処罰は、クラブハウス棟施設の安全及び適正な利用の確保を目的として行う。
4. 処罰は、本委員会令の定める適正な手続により行われなければならない。本委員会令に定めのない処罰は、これを禁止する。

第4条（処罰の責任）

1. 処罰は、執行委員長の責で行う。
2. 執行委員長は、処罰対象行為の程度に応じて、公平な処罰を行わなければならない。

第5条（処罰の種類）

1. 処罰は、以下の各号に示すとおり分類する。
 - A. 警告
 - B. 利用停止
 - C. 退棟
2. 同一の期における警告が5回以上となった場合は、利用停止を命じることができる。利用停止が2回以上となった場合は、退棟の処罰を命じることができる。
3. 利用停止の期間は、2か月以内で執行委員会が定める。
4. 退棟の処罰を受けた団体による再入棟の可否は、執行委員会がこれを決定する。

第6条（器物損壊に係る罰則）

器物損壊に係る罰則は、次の表に定める。

罰則対象行為	処罰
クラブハウス棟の建物及びその他器物を故意又は重過失により損壊した場合	警告又は利用停止
クラブハウス棟の建物及びその他器物を、故意又は重過失により通常の清掃で回復することが困難な程度に汚損した場合	警告又は利用停止

第7条（鍵の利用に係る罰則）

鍵の利用に係る罰則は、次の表に定める。

罰則対象行為	処罰
クラブハウス棟の物理鍵の複製を行った場合	複製した鍵の没収及び退棟
物理鍵の破損及び紛失が確認された場合	警告又は利用停止
物理鍵の無断持ち出しが確認された場合	警告又は利用停止
故意又は重過失による物理鍵の返却遅延が確認された場合	警告

第8条（クラブ室利用に係る罰則）

クラブ室利用に係る罰則は、次の表に定める。

罰則対象行為	処罰
事前の申請なく利用委員会令の定める利用可能時間外にクラブ室を利用したことが確認された場合	警告又は利用停止
利用許可を得ていない場所の無断利用が確認された場合	警告又は利用停止
利用者名簿に記載のない者によるクラブ室利用が確認された場合	警告
事前の申請なく電源又はネットワーク設備を不適切に利用したことが確認された場合	警告又は利用停止
21:00 時点でクラブハウス棟の鍵の施錠忘れ又は窓の閉め忘れが確認された場合（なお、1 部屋を複数団体に利用している場合は、最後に鍵を借用した団体の責任とする）	警告
団体の不適切な活動及びクラブハウス棟の利用が確認され、大学事務室等からクラブハウス棟の利用制限を要請された場合	利用停止又は退棟
利用者協議会、清掃、その他の集会に無断で欠席した場合	警告又は利用停止
異臭、過度の騒音などにより、クラブハウス棟の他の利用者の正常な利用を妨げた場合	警告又は利用停止

第9条（処罰対象行為の調査）

1. 執行委員会は、処罰対象行為が確認され又はその疑いがある場合は事実調査を行わなければならない。調査を経ない処罰は、これを禁止する。
2. 利用団体は、執行委員会から求めがあった場合、調査に協力しなければならない。
3. 執行委員会は、処分対象行為の調査を行うにあたっては、利用団体に弁明の機会を付与しなければならない。ただし、クラブハウス棟の安全を確保するため緊急に処分を行う必要がある場合は、この限りではない。

第10条（処罰の決定）

1. 執行委員長は、調査の結果に基づき処罰の有無及びその内容を決定する。
2. クラブハウス棟及び利用団体の安全を確保するために必要な場合、執行委員長は、本委員会令に定めのない事由であっても、団体を処罰することができる。ただし、退棟を命じることはできない。

第11条（処罰の通知と報告）

1. 執行委員長は、利用団体に口頭又は書面若しくは電子メールその他の電磁的手法で処罰を通知するものとする。ただし、退棟又は利用停止を命じる場合は、書面若しくは電子メールその他の電磁的手法で処罰を通知しなければならない。
2. 執行委員長は、処罰を通知する場合には、同時に、調査結果及び処罰理由を提示しなければならない。
3. 執行委員長は、退棟又は利用停止を命じた場合はその直後に開催される総会でその旨を報告しなければならない。

第12条（再審査の申し立て）

1. 利用団体は、処罰の結果に不服がある場合、処罰の通知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、執行委員長に再調査を求めることができる。
2. 執行委員長は、処罰の再調査の請求があった場合、事実の調査及び処罰内容の決定を再度行わなければならない。
3. 執行委員長は、利用団体の不利益に処罰内容を変更することはできない。
4. 執行委員長による処罰の再調査の結果の通知については、前条の定めを準用する。

附則

本委員会令は、2024年10月1日より施行する。